

総務事業常任委員会会議録

令和7年12月9日

忠岡町議会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和7年12月9日（火）午前10時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	河瀬 成利
〃 副委員長	河野 隆子
〃 委員	北村 孝
〃 委員	森野 良一
〃 委員	尾崎 孝子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
総務課長	森野 英三	中定 昭博	
経営戦略課長	岩佐 式人	経営戦略課参事	岩根 由佳
自治防災課長	朝野 恵美	税務会計課長兼会計管理者	
税務会計課参事	村田 健次	長谷川太志	
産業住民部長	新城 正俊	産業住民部次長兼生活環境課長	
産業住民部次長兼住民人権課長		小倉由紀夫	
	谷野 彰俊	土木課長	橋本 珍彦
産業建築課長	坂本 健三	消 防 長	岸田 健二
消防次長兼予防課長	下川 浩幸	消防署長兼警防課長	森田 憲久
消防総務課長	和田 衛太		

1. 本議会の職員

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀
主 事	兼田 雄飛

委員長（河瀬 成利議員）

おはようございます。

委員皆様方には、ご多忙のところご参集くださいます、ありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（河瀬 成利議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（河瀬 成利議員）

会議録署名委員には、委員会条例第26条の規定によりまして、7番、森野良一委員を指名いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

開会に先立ち、町長より挨拶のほう、よろしくお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

皆様、おはようございます。委員皆様方におかれましては、公私何かとご多忙のところ、総務事業常任委員会にご参集くださり、誠にありがとうございます。

ニュースの報道で皆さんご存じのように、昨晚11時15分頃、青森県東方沖を震源とする最大震度6強、推定マグニチュード7.6という大変大きな地震がございました。一夜明けて、火災や道路の陥没、水道管の破裂など被害状況が明らかになってきております。被災者の皆様には心からお見舞いを申し上げます。また、私たちも来るべき南海トラフ巨大地震に備えて、改めて取組をしていきたいと思うところでございます。

本日は、12月5日の本会議でご提案いたしました議案のうち、当委員会に付託されました議案についてでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

ありがとうございました。

12月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件、審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は、議員、理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようお願いいたします。

また、発言者は、マイクのスイッチを押してから発言されますようお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

案件. 令和7年第4回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題といたします。

委員長（河瀬 成利議員）

議案第51号 公の施設の指定管理者の指定についてを担当課より説明を求めます。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野自治防災課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

議案書の5ページをお願いいたします。議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。お手元の議案第51号自治防災課資料も併せてご覧ください。

本件につきましては、忠岡町高月コミュニティセンター及び忠岡町北区集会所ほか7地区の忠岡町地区集会所につきまして、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、地域コミュニティや住民活動の促進及び施設の有効活用を図るため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、各地区自治振興協議会を指定し、当該公の施設の管理運営を行っておりますが、令和8年3月31日をもって指定期間が満了することから、同年4月1日からの5年間についても、当該自治振興協議会を当該公の施設の指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理者の選定につきましては、資料に記載のとおり、忠岡町公の施設の指定管理者選定委員会にて行ったものでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

9か所、集会所があるわけなんですけれども、使用目的というんですか利用目的というんですか、その目的に関して、何かそういった縛りというものがあるんでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

コミュニティセンターは、住民相互の交流と連帯意識の醸成を図り、温かい心が触れ合う地域社会の形成に寄与することを目的としており、集会所は住民に集会、葬儀、その他自治活動の場を提供し、住民福祉の向上と地域社会の振興を図ることを目的としております。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

ありがとうございます。例えば、我々議員ですから、町政報告会というものもするわけなんですけれども、なかなかその管理運営が自治振興協議会に任されているので、貸していただける、貸していただけないといった例もありましてですね、そういったところは、やっぱりそれはもう振興協議会の判断でということになるんでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

おっしゃるとおり指定管理の制度をとっておりますので、指定管理者のほうに利用の申請をしていただいて、指定管理者のほうで判断するということになります。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

判断がね、そういったことで、まちまちであるというのが現実でありまして、やはり町政報告会なんかは、地域に議員が出ていってですね、近くの方が寄ってこれるということで、大変ね、やっぱり集会所を使うということは、有効な手段だというふうに思うんです。

ですので、貸していただける、貸していただけないというのは、その指定管理者の判断によるものだというご説明がありましたけれども、役所のほうからもし、何かちょっと助言ができるようであれば、ちょっとそういったことも言うていただけたらなというふうに思うんですが。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員お示しの政治活動につきましては、町民の自由な活動の1つでありますので、町議会議員の皆様の政治報告会などですね、日常的な使用としては特に制限は設けておりませんので、指定管理者のほうで何か利用の予約状況とかですね、そういったものでご判断されるものかと思っております。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございませんか。北村委員。

委員（北村 孝議員）

今の河野副委員長のお話ですけど、9か所あるんですけども、今のやり取りの中で、この集会所は使えるけど、違うところ行ったらちょっと使えないと。その指定管理者の判断によるということですけど、これも統一していただかないと、ちょっとばらつきがあればと思うんですけど、その辺について各指定管理者に申し送りというか、そういったことをやっていただければありがたいと思います。

私はそういうことはないんですけど、どうも何かばらつきがあるようにも思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

答弁よろしいですか。

委員（北村 孝議員）

そういうふうに伝えてもらったら結構です。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、それではご質疑ございませんか。

(な し)

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

委員長（河瀬 成利議員）

これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないと認めます。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、議案第54号 忠岡町一般職任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議案書11ページをお願いします。議案第54号、忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正について説明いたします。議案第54号秘書人事課資料1を併せてご覧ください。

本件は、人事院勧告に係る国家公務員の取扱いに準じ、給与及び諸制度について改正を行うものでございます。

本議案で改正する条例は3本ございます。1本目、忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきまして、官民格差等に基づく給与水準とするため、特定任期付職員の給料表を改正します。任期付職員とは、3年から5年の任期を定めて採用する正規職員で、今回給与表改正の対象となる特定任期付職員とは、例として挙げますと、弁護士や会計士など高度な専門性を持った方を任期を定めて採用することとなります。現在、この特定任期付職員の在籍はしておりません。この特定任期付職員の給料表を改正することとな

ります。施行日につきましては、交付の日からでございます。

次に、2本目、一般職の職員の給与に関する条例の改正につきまして、まず給料表の改正及び期末勤勉手当の支給率の改定でございます。表のとおり、期末、勤勉合わせまして0.05月増額して年4.65月となります。上の表は、正職を含めた再任用以外の職員、下の表が再任用職員となりますが、表のとおり7年度は6月期は支給済みですので、12月期に増額分をまとめて支給、8年度以降は6月と12月にならして支給となります。ほかに、地域手当について今年度の10%から1%増額の11%とし、通勤手当については距離に応じて支給する場合の距離の区分、10キロ以上から60キロ以上の各区分について、200円から7,100円の幅で引き上げ、さらに65キロ以上から100キロ以上の区分を新設するものです。

議案第54号秘書人事課資料1々の裏面をご覧ください。1か月当たり最大5,000円を上限とする駐車場等の利用に係る通勤手当が新設されます。もう1点、職員が昇格する際の資格基準として必要とする在級年数を定めた表を廃止いたします。これにより年数に関係なく昇格することができるようになります。

施行日につきましては、第2条、給料表及び通勤手当の距離区分改定分の規定については、令和7年4月1日適用。第2条、期末勤勉手当の規定については、令和7年12月1日適用。第3条、昇格資格基準の廃止、新設分の通勤手当、8年度以降の期末勤勉手当、地域手当の規定については、令和8年4月1日施行となります。

最後に3本目、忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例でございます。会計年度任用職員については、期末勤勉手当の支給率の変更でございます。年0.05月の増額となります。施行日については、7年度の期末勤勉手当の規定は令和7年12月1日適用、8年度以降の期末勤勉手当の規定は令和8年4月1日施行となります。

以上、人事院勧告による3本の条例改正による影響額は約4,200万円となっております。

議案第54号秘書人事課資料2には、各条例の新旧対照表をご用意しております。後ほどご覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑お受けいたします。尾崎委員。

委員（尾崎 孝子議員）

ちょっとお聞きしたいんですが、まず1点目の忠岡町一般職の任期付職員の採用についてなんですが、こちらの任期付職員さんというのは、専門的な知識や経験を持つ方ということで、弁護士さんや会計士さんを考えられていたということなんですけど、忠岡町ではそのほかの方で何か雇う、今まで雇ったことがあるとか、ほかの職種で雇う予定が、予定

というんですか、そういうことがあるんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

今回、改正の対象となるのは特定任期付職員となっております。特定任期付は、先ほど説明させていただいた弁護士等の高度な知識のある方々です。特定のつかない任期付職員というのもございます。これについては現在、1名任用しております。

委員（尾崎 孝子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

尾崎委員。

委員（尾崎 孝子議員）

その方は、どのような資格を持っていらっしゃる方ですか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

資格といいますか、児童虐待のところで大阪府のOBの方に、この任期付の形で職員となっていております。

委員（尾崎 孝子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

尾崎委員。

委員（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。そうなんですね。よく分かりました。どうもありがとうございます。

以上です。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。他に、ご質疑ございませんか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

資料のところで、資料の３ページになるんですかね。３項のところの定年前再任用短期時間勤務職員とあるんですけど、これはこういった職員さんのことなんでしょうか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

今回の対象、何かが変わる分ではないんですけども、定年延長の制度が導入されております。６０歳が以前の定年年齢やったわけですけども、それが順次６５歳に変わっていくわけなんですけども、６０を超えた後に、以前、私はもう６０をめで仕事を終えようと思っていた人に対する経過措置として、その前に辞めても再任用として雇用しますよという制度でございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

今、何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

定年前短期再任用職員はございません。

委員（河野 隆子議員）

いない。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

はい。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

それから、通勤手当がね、距離区分改定と、あと新設されたということなんですが、2番のところは65キロ以上から100キロ以上までの距離区分を新設されたということでもありますけれども、これ、こんな遠いところからいらっしゃってる方もおられるんですか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

現在はありません。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そして、その1番のところの支給区分の改定のところは、これは60キロであって、細かく分かれているけども、ほんと若干だけ上がったということですよね。例えば、15キロメートル未満であつたら7,100円が7,300円と200円ほど上がったというところと、距離が長くなると若干上がり幅も多いというところで、資料を見たら分かるんですけど、100キロ以上から通っていらっしゃる方もいらっしゃらないということでもあります。

それで、これの影響額というのが4,200万円とおっしゃってましたけど、この財源は交付税措置か何かされるんでしょうか。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

現状、特にまだ国及び府のほうから通知は来てはいないんですけども、報道等によりますと、人勧に係る部分については、今回、交付税の追加交付がございますので、その中で追加交付される予定になっております。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。最後なんですけど、この人勧による引上げなんですけどね、組合とのお話というのは取っていらっしゃると思いますけど、ちょっとその報告だけお聞きしたいんですが。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

組合とにつきましては、もうずうっとなんですけども、人事院勧告については増額になる場合も減額になる場合も全て従うということでお話も頂いておりますので、内容の報告というのはさせていただいてますけども、毎度、人勧についてはそのままということになっております。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第54号 忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、議案第55号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議案書 21 ページをお願いします。議案第 55 号、忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、説明いたします。議案第 55 号秘書人事課資料 1 をご覧ください。

本件は、人事院勧告に係る国家公務員の取扱いに準じ、議会議員の期末手当について改正するものです。内容としまして、期末手当を年間 0.05 月分の引上げとなります。ただし、7 年度は 12 月期に 0.05 か月分増額し、8 年度以降については 6 月期、12 月期にならして支給となります。施行日ですが、期末手当令和 7 年度分については令和 7 年 12 月 1 日適用、令和 8 年度以降の改正については令和 8 年 4 月 1 日施行となります。議案第 55 号秘書人事課資料 2 に新旧対照表を用意しております。後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、討論を行います。討論ありませんか。尾崎委員、反対討論ですね。

委員（尾崎 孝子議員）

反対で、はい、すみません。

今回の議案第 55 号、忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、反対の討論をさせていただきます。

昨今、物価高騰が長期化しており、国民生活を圧迫しております。依然として家庭の負担は大きく、住民の暮らしが困窮している現状、議員の給料を上げることは心苦しいと思います。また、教育長を含めた特別職が引き上げされていない、上程がありませんのに、議員分だけを上げるというのには道理が通りませんし、町民の理解を得ることができないと思います。

なので、住民の暮らしが潤う前に議員の給料を上げるということはありませんので、反対させていただきます。

以上です。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、賛成討論ございますか。河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

議員報酬というのが今、月29万円なんですけれども、手取りにしますと、それぞれ違うわけですが、22万円から25万円程度であります。こういったところで、現に低いというのは事実でありますけれども、町民の生活ね、本当に大変であるというのはもちろんであります。この物価高騰のもとで我が党はもうずっと昔から賃上げを要求しておるところでありますので、この議員報酬が上がるからには、やはり町民の皆さんの暮らしを支えるために、より議員、努力していきたいというふうに思いますので、賛成といたします。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、討論ございますか。反対討論ないですね。

それでは、賛成討論。北村委員。

委員（北村 孝議員）

人事院勧告に基づく議員報酬の、また費用弁償等の一部改正でありますけれども、これまでもこの時期になればこういった議案が出てくるんですけれども、先ほど尾崎委員がおっしゃいました町民が物価高騰で大変苦しいということの中で、議員が報酬を上げる部分については心苦しいということですが、我々も議員以前に住民であり町民であり、家族もあれば家庭もあります。そういったことから、社会情勢に基づいて改定されるものであって、人事院勧告に従うというところで、公明党の意見として申し上げます。

また、これまでも下げるときは、人事院勧告に当然従うわけですが、上げるときには反対ということになれば、行く行くは議員報酬がなくなっちゃうと、そういう懸念もありますし、特別なことでもないの、この議案には賛成をいたします。

以上です。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、ございませんか。賛成討論、森野委員。

委員（森野 良一議員）

私も賛成という立場で討論させていただきます。やっぱり将来の担い手のことを考えると、どこかでやっぱりこういう議案というのは決断しなければいけないのかなと思っていて、このタイミングで私は賛成したいなと思いますので、ご理解お願いいたします。

以上です。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第５５号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、起立により採決を求めます。

議案第５５号について可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（河瀬 成利議員）

起立多数です。

よって、議案第５５号は、原案のとおり可決となりました。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、議案第５６号 町税条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川税務会計課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

議案書の２５ページをお願いします。議案第５６号、町税条例の一部改正について、ご説明させていただきます。続いて、２７ページをお願いします。本件は、税制改正に基づき町税条例を一部改正したもので、こちらは改正条例の改め文でございます。

続いて、お配りしております議案第５６号税務会計課資料１をご覧ください。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律に伴い、町税条例におきましても所要の規定の改正を行うものであります。今般の改正は、次の４つの内容となっております。１つ目は公示送達関係、２つ目と３つ目は個人住民税関係、４つ目は町たばこ税関係でございます。

それでは、資料の１ページをお願いします。１つ目の公示送達制度の見直しについてです。公示送達とは、地方団体の徴収金の賦課徴収または還付に関する書類は、郵便により交付することとしていますが、住所が明らかでなく、調査を行った上でもなお交付できない場合は、役場の掲示板に必要な事項を掲示することで書類の送達があったものとみなす制度でございます。

現在、役場の掲示板に掲示することで行っている公示送達を、町のホームページに公示事項を表示する措置を取るとともに、役場の掲示板または町の事務所に設置したパソコンの電子計算機の画面に表示することで、公示送達を行うことが可能となるものでございま

す。

この規定の施行日は未定であります。令和8年6月までの政令で定める日からの適用となります。

資料の2ページをお願いします。2つ目の個人住民税の特定扶養控除の見直しと特定親族特別控除の創設についてです。所得税の改正と同様の改正となります。大学生の年代の方に関する現行の特定扶養控除の見直しと特定親族特別控除の創設であります。厳しい人手不足の中で、特に大学生のアルバイトについて税金を気にしながら働く時間を決めていることが多いとのことで、控除要件が拡大されたところです。

控除のイメージ図をご覧ください。縦が控除額で、横が対象となる親族、いわゆる19歳以上23歳未満の人たちの合計所得となります。現行の特定扶養控除、図の横線で103万（48）と書いてあります。収入で言いますと103万円、括弧書きは所得で48万円です。こちらの点線が矢印のとおり右側にずれ、給与収入123万円に拡大されます。さらに、その右側のところに特定親族特別控除というものを新しく創設しました。給与収入150万円を超える方は、階段状、お子さんの給与収入が高くなるにつれ控除額が低くなるというような形になります。適用の時期については、所得税は令和7年の収入からで、住民税は令和8年度からとなります。

資料の3ページをお願いします。3ページ目の個人住民税の寄附金税額控除の見直しについてです。改正の内容は、公益信託制度の見直しによる公益信託に関する法律の改正に伴い、所得税法の寄附金控除額の対象を公益信託の信託事務に関連する寄附金に改めたため、個人住民税におきましても所得税と同様の規定に改めるものであります。

今般の改正は、公益信託制度の見直しが関連しております。現行制度では、受託者は特定の信託会社に限られることや、税制優遇の対象となる信託財産が金銭に限られることなど、制約が多いことにより普及が進んでおりませんでした。改正後は、公益信託の受託者は信託会社に限られておりません。国の行政庁や都道府県からの認可を受けた上で、一般企業やNPO法人も財産を預かり、事業を担える状態であれば、公益法人と同等の税制優遇措置を受けることができるようになります。また、寄附をする側で、税制優遇対象が金銭だけでなく、美術品や不動産も受入れ財産の対象となります。

施行日については、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日からの適用となります。

資料の4ページをお願いします。4つ目の加熱式たばこの課税方式の見直しについてです。現在は、加熱式たばこが紙巻きたばこよりも税負担の水準が低く、課税の公平性を欠いているという状況を踏まえ、課税の適正化の観点から行うものでございます。

たばこ税の算定は、紙巻きたばこの本数とされております。加熱式たばこの算定につきましては、現在、重量と価格に応じて紙巻きたばこの本数に換算するという方法になっております。今回の見直しにより、加熱式たばこを紙巻きたばこへ換算する方法を重量のみ

の方式となりました。

イメージ図のスティック型の加熱式たばこについては、現行は紙巻きたばこ一定の重量 0.35 グラム以下のものは約 0.8 本として算定していたところですが、見直し後の紙巻きたばこ一定の重量 0.355 グラム以下のものについては、1 本をもって紙巻きたばこ 1 本に換算します。また、スティック型以外の加熱たばこについては、この重量 0.2 グラムをもって紙巻きたばこの 1 本に換算します。この見直しによりまして、現在販売している多くの加熱式たばこの 1 本が、紙巻きたばこ 1 本に換算されるということになります。また、激変緩和措置として、令和 8 年 4 月からと 10 月からの 2 段階のスケジュールに分けて、課税方式の見直しを実施します。

説明は以上となります。また、改正部分の新旧対照表を税務会計課資料 2 としてお配りしておりますので、後ほどご高覧ください。ご審議のほどよろしく申し上げます。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

まず初めに、公示送達制度の見直しについてであります。そもそもその公示送達というのがどういった内容なのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

現在の公示送達の事項といたしましては、税の納税通知書をお送りさせていただいて、それでも納付書が返戻のある方というのがやっぱりございます。それで、戻ってきた部分に対しては調査はするんですけど、それでもなおちょっと見つからない方というのがいらっしやいます。その場合は、その公示送達という形で、掲示板にその納税通知書の年度、税目、氏名、住所等を貼り出すことによって郵便物が到達したということで、課税のほうができることになるという趣旨でございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうしましたら、住民票はあるけれども、そこにお住まいでないとか、連絡がつかないと、そういったことの、納付書が返戻されるということで、郵便物は出してますよということで、それが公示送達になるという理解でよろしいですかね。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

この制度を活用することによって、あくまで法律上到達したということになります。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

それで、令和6年度ぐらいで、どれぐらいの件数があつたのでしょうか。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

令和6年度実績では、一応4件ありました。

以上です。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうですね、これをするによって回収率が上がるのかなというふうに思うんですけども、今までも令和6年度で4件というご報告だったけども、その4件のうち債務者が自分で支払いに来られたということは、この4件の中でもあるんでしょうか。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

自主的に今払ってもらった件数というのはちょっと把握はしておりませんが、財産調査によりまして預金の取立てを1件だけやったという実績はございます。実際、取りに来られる方というのは、ちょっと分からないというところでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

預金の取立てが1件あったということであるんですけども、何と言うんですかね、払えるけれども払わないというような、そういった、悪質と言うたらちょっと言葉があれですけど、そういった方でないのがほとんどなんですかね。ただ、その納付書、手元に自分がね、住民票があっても家に帰らなかったら納付書は見ないわけですから、それを見ないまま放置されていると、そういった方がほとんどなんです。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

そうですね、どういった内容でちょっと放置されてるのかというところまで分からないんですけども、長期に入院をしてたりであるとか、外国に出国とかしてるケースが多いと考えております。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

で、見直し後が、町のホームページに表示というふうにあるんですけど、プラス掲示板は今までも貼ってますけど、あと、パソコンの画面に表示というところですけども、町のホームページは忠岡町のホームページのどこから入っていったら見るとか、そんな設計はできてないんですかね。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

町のホームページでインターネット掲示板というものを設定しまして、そこに税ですね、税の公示送達と、それと国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料を貼っていくイメージでちょっと今考えておりまして、施行までちょっとまだ時間がありますので、そこは先行してやってる自治体もございますので、そこを参考にしてやっていきたいと考えております。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

町の事務所のパソコンは、これはどこかに置くわけですか。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

現在のところ、その原課といいますか、税務会計課、保険課、福祉課が公示送達の対象になるのかなとは考えているんですけど、その原課のカウンターにそれぞれパソコンを置いて、公示送達がちょっと見れるような状況にきなさいということを書かれてるんですけど、本町といたしましては、インターネットの町のホームページの表示と、今までどおりの掲示場での掲示を考えておりますので、よろしくお願いします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。そしたら町の事務所のパソコンというのはちょっと無理かなというような、今お聞きした感じがしました。分かりました。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。ないようですので。

委員（河野 隆子議員）

ないんやったら、いいですか。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そしたら、資料の２ページ、カラーでつくっていただいて、非常に見やすい資料をつくっていただきました。で、対象者は１９歳以上、２３歳未満という方のことなんですが、条例改正による影響額が約２４７万の減収ということで、この控除の見直しによって忠岡町がね、これだけ税収が減るということなんですけど、これの補填というのは国からあるんでしょうか。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

税制改正による減収額につきましては、基準財政収入額の算定に反映されることに一応理論上なっておりますので、その一定額が交付税措置されるものと考えております。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。

それから、次の３ページのところの公益、条例改正が公益信託制度が制約が多いということで、あと、公益法人制度と比べて利用されていない状況となっているというふうに、背景としてね、説明書かれていますんですけど、ちょっと分かりにくいんですけどね、公益信託とはどういったものなんですかね。簡単にちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

信託という形で公益のために活動していくというところが、公益信託の特徴となっております。個人、法人の持っている財産を、公益のためにこういう活動に使ってくださいというようなことで、信託銀行、信託会社に預けます。預かった信託銀行、信託会社が、預かった財産を使って指定された公益活動をしていくというものでございます。

以上です。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

なかなかね、これは説明も先に頂いているんですけど、なかなかちょっと分かりにくいところなんですけど、簡単に言うと、今までは金銭だけであつたけれども、この改正後は美術品や不動産、そういった活用ができるということなんです。ですかね。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

副委員長仰せのとおりでございます。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

ありがとうございます。そしたら、4ページのところのたばこ税のところなんですけどね。最近、たばこをやめておられる方も増えてきてるのかなというふうに感じてるんですが、加熱式たばこと紙巻きたばこ、紙巻きたばこは従来昔からあるたばこのことなんですけど、比率としたらどちらが多いんですか。多く買ってるというか使われているというか、そこら辺の比率、分かりますか。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

販売会社からの申告内容には、紙巻きたばこと換算後の加熱式たばこの合計本数のみの記載となっておりますので、加熱式たばこの本数自体を把握することはちょっとできないというところでございますので、よろしくお願いします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そしたら、比率も分からないということですね。6対4とか、そういうのも分からないということの答えでありますけれども、今、結構周り見ると加熱式たばこのほうがよく使われているというふうに私、感じるんです。ですので、加熱式たばこが今度金額が上が

ると。紙たばこと一緒になるということでしたかね。ですかね。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

令和8年4月と10月で一応紙巻きたばこ1本という形でさせていただきますので。

委員（河野 隆子議員）

はい、分かりました。委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうしましたら、加熱式たばこが紙巻きたばこと、順次2段階で値段が一緒になるということで、そうすると加熱式たばこのほうが先ほど多いんじゃないかなというふうに思うんで、たばこ税というのは町としては増えるんじゃないかというふうに思うんですけど、どういうふうに予想されていますでしょうか。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

そうですね、増税前のちょっと駆け込み需要というものを加味しますと、令和8年度は上がるかどうかというのはちょっと分からないところなんですけど、9年度は間違いなく増税分が反映されてくるのかなと、ちょっと考えております。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。

議案第５６号 町税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。

よって、議案第５６号は、原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、議案第５７号 忠岡町貸菜園条例の廃止についてを、担当課より説明を求めます。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本産業建築課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

議案書３１ページをお願いいたします。議案第５７号、忠岡町貸菜園条例の廃止について、ご説明させていただきます。

本件は、令和７年９月３０日をもって第３及び第６菜園を閉園したことにより、第１条に規定する貸菜園が全て閉園となったため、本条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。北村委員。

委員（北村 孝議員）

ということは、町内に町が民間のところから土地を借りて、貸し農園はもうゼロということになるんでしょうか。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

産業建築課が管理している貸菜園はゼロでございますけども、福祉さん、福祉課が福祉農園というのをされてますので、よろしくお願いいたします。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

分かりました。その廃止に伴って、産業のほうで管理というか把握されてたところの、今まで当然お借りしてた方がるので、そのトラブルはなかったのか。問題はなかったのか、出なかったのか。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

利用者さんに対してのトラブルでよろしいでしょうか。

委員（北村 孝議員）

はい、それで結構です。

産業建築課（坂本 健三課長）

今回、この土地を貸していただいてる方からの返還の要望がありまして、それに基づき利用者さんに通知書を早めに送らせていただいて、一定期間をもって閉園することになりましたというような通知文を送らせていただきましたので、特段トラブル等はございませんでした。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、何名ぐらいいらっしゃったですかね、お借りされてた方。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

第3貸菜園と第6貸菜園がありまして、第3貸菜園23区画で、第6貸菜園29区画で

ございます。

委員（北村 孝議員）

結構です。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

第1菜園から第6菜園まであったけれども、もうこの2つ残っているところが返還ということで、返すということで説明があったんですけども、老人福祉、これは福祉課のほうの担当になるんでしょうけど、老人福祉農園もいっぱいいっぱいだということで、空きがないようには聞いています。で、貸菜園、あとJAさんの分もありますけれどもね、やはり借り賃が高いということも聞いてます。

で、この貸菜園は年額6,000円を前納というふうに条例に書かれてるわけなんですけど、そうすると年度途中で返されましたので、この使用料の返還というのはどういうふうにされたんでしょうか。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

こちら、今年度の納付される前のときに返還の要望がありましたので、今年度の閉鎖するまでの分しか今年度は頂いておりませんので。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

なるほど、そしたら月割りで計算されて納めていただいたということでもありますね。

やはりたくさんの方が土をいらって、やはりそこで人と会ってお話もするというところで、貸菜園というのは非常に大事なことだというふうに思うんです。で、例えばこの老人福祉農園なんかは、もう若い方は借りれませんしね。

なので、今回、条例を廃止するということがありますけれども、新たにですね、新たに

例えば、これ、例えばですけど、町営住宅の跡地で、まだ建ってますけど、空いてるところもありますよね。そういったところも使ってということで、新たにそういった土地、しかるべき土地ができれば、この貸菜園条例というのはまた制定されるというおつもりはあるでしょうか。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

現状、まとまった土地がないため、すぐに整備というのはちょっと難しいかなとは思いますが、ある程度まとまった土地というのが見つかりましたら、今後は貸菜園に適しているか等、調査研究しながら、また貸菜園を開く際には、当然条例制定させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

よろしくお願いします。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

他に、質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第57号 忠岡町貸菜園条例の廃止について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河瀬 成利議員)

異議ないものと認めます。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

委員長(河瀬 成利議員)

続きまして、議案第59号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算(第6号)についてを、
本常任委員会に係る部分のみ担当課より説明を求めます。

経営戦略課(岩根 由佳参事)

委員長。

委員長(河瀬 成利議員)

岩根参事。

経営戦略課(岩根 由佳参事)

それでは、議案書の39ページをお願いいたします。議案第59号、令和7年度忠岡町
一般会計補正予算(第6号)について、ご説明をさせていただきます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,520万5,
000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億6,067万6,000円とするもので
ございます。内容につきましては、後ほど事項別明細書により総務事業常任委員会に係る
もののみご説明をさせていただきます。

第2条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は第2表、債務負担行為補正によ
るものでございます。

第3条は地方債の補正で、地方債の追加は第3表、地方債補正によるものでございま
す。

それでは、45ページ、第2表、債務負担行為補正をお願いいたします。債務負担行為
の追加で4件のうち総務事業常任委員会に係るものは2件でございます。

まず1つ目は、広報紙印刷製本事業で、期間は令和7年度から令和8年度としており、
限度額は592万1,000円とするものでございます。本事業は、広報紙印刷製本事業
が令和8年3月末までの契約となっており、令和8年度の広報紙作成に向けて令和7年度
中に事業者を決定しておく必要があることから、債務負担行為を設定するものでございま
す。

2つ目は大津川河川公園管理業務委託で、期間は令和7年度から令和8年度としており、
限度額は1,007万6,000円とするものでございます。本事業は、令和8年4
月から契約をするために、令和7年度中に事業者を決定しておく必要があることから、債
務負担行為を設定するものでございます。

次のページに参りまして、第3表、地方債補正をご覧ください。地方債の変更で、3件

のうち総務事業常任委員会に係るものは1件でございます。今回の変更につきましては、事業費確定に伴う地方債の変更でございます。起債の目的といたしましては、消防施設等整備事業債で限度額は3,950万円とするものでございます。

議案書の51ページをお願いいたします。事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳入で、第13款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第3目 衛生使用料で、補正額6万円は火葬料でございます。

次のページに参りまして、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金で、補正額64万4,000円はマイナンバーカード交付事務費補助金でございます。

次のページに参りまして、第15款 府支出金、第3項 委託金、第1目 総務費委託金で、補正額109万5,000円は国勢調査委託金でございます。

次のページに参りまして、第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金で、補正額1,033万2,000円でございます。第21款、第1項 町債、第8目 消防債で、520万円の減額は消防施設等整備事業債でございます。

次のページに参りまして、歳出でございますが、こちらは人件費を計上している各費目におきましては、人事院勧告等に伴う職員及び会計年度任用職員の調整額を計上しております。また、現時点での各事業における事業費の確定による入札差金など、事業予算の減額を計上しております。人件費及び事業費予算の減額補正についての説明は省略をさせていただきます。

それでは、60ページに参りまして、第2款 総務費、第5項 統計調査費、第1目 諸統計調査費で、補正額90万2,000円は諸統計調査時間外勤務手当でございます。

続いて、67ページをお願いいたします。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第3目 環境衛生費で、補正額1,286万1,000円は斎場灯油代ほかでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。よろしいですか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

54ページの財政調整基金の繰入金なんですけど、これをまた入れることによって、今のところ、今年度ですね、令和7年度は基金が幾らになるんでしょうか。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

一応、この12月補正の1,033万2,000円を繰り入れた後の額になりますが、
17億7,692万6,000円でございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

17億というのは、今までのを全部足してですね。単年度じゃなくて。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

6年度末の残高の19億円から、当初であったり、6月、9月、12月の補正の繰入れ
などを含めた金額が17億7,692万6,000円でございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。

それと、あと消防費は事業費確定ということで、520万円のマイナスということな
んですけども、施設の整備というのはもう新たに、もう全て今のところは終わっているん
でしょうか。

委員長（河瀬 成利議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

こちらは高規格救急車ですね。高規格救急自動車の整備に係る事業費になります。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました、救急車でしたね。それが金額が確定してマイナスが出たということでもあります。

それから、いろいろと差金が出たのかなというふうに思うんですけど、57ページのところの2点聞きますけど、不動産鑑定の評価業務委託料、シビックセンター費で、これはどういったものなのかというのと、それから災害対策費で地域防災計画等改定業務委託料もマイナスになってますけど、ちょっとこの2点のご説明をもう少し詳しくお願いしたいというふうに思うんですけど。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

1点目の不動産鑑定評価業務委託料に関しましては、こちらは現在、忠岡南3丁目のほうでコベルコさんにお貸ししてる土地の継続した賃貸借契約のための鑑定料、その差金でございます。

以上です。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

地域防災計画等改定業務委託料につきましては、令和8年度出水期をめどに防災気象情報の体系整理が行われることに伴って、地域防災計画の改定事業を令和7年度に予定していたものを令和8年度事業で進めていく予定としておりますので、そちらのものになります。

以上でございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そしたら、今、不動産の鑑定のほうはコベルコに対する賃貸契約を結ぶということなん

ですけど、コベルコさんは今度、何年にまた契約を更新するような形になるんでしょうか。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

令和８年度中にまた契約の更新の時期を迎えますので、そこからまた新たな契約という形で交渉してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

８年度中、コベルコさんは１０年契約でしたかね、もし更新するとしたら。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

はい、１０年でございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。いろいろと協議もしていただきたいというふうに思います。

６７ページのところの霊園使用料の返還金が出てまして、これはもう毎年毎年、補正で出てくるわけなんですけど、来年の４月からでしたかね、全額返金を、返るということで、全額は駆け込みというのもちっと心配してるわけなんですけれども、これはどうなんでしょうか。例年に比べてほぼほぼ一緒ぐらいの返すところがあったのかというところはどうかんでしょうかね。

委員長（河瀬 成利議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

今回、補正予算、計上させていただいておりますのは、議員仰せのとおり、来年4月1日から霊園条例改正したことに伴いまして、使用料返還金の取扱いが変更になることに伴う影響額でございます。

で、令和6年度の実績につきましては、1年間で12か月で25件の返還があったところでございますが、今年度におきましてはその影響もございまして、12月1日現在でもう既に34件の返還が出てきてるところでございます。

実際、墓じまい等におきまして、墓石の撤去というふうな形での工事申請が出てきているものも含めまして、現状まだ返還には至っておりませんが、10件の墓石の撤去、及び相談を受けているところでございますので、昨年比べて増えるという状況は、この影響によるものであるというふうに考えているところでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

ちょっと心配しておったんですけど、やはりちょっと駆け込みというか、増えているというところが見られるように思います。で、窓口では丁寧にね、返すと言うたら、「はい、そうですか」じゃなくて、いろいろと、どないかね、親族の方でということも言うていただいているというのはいくら分かってるんですけど、全額返金に4月1日からならないということは、持っている方に郵便で出しておられるということなんですけど、そこら辺は全てのこの区画を買っている住民さんには行き届いているんでしょうか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

3月議会で条例改正させていただきまして、施行は4月1日から使用料の返還金が変わるということで、4月の下旬に使用者さん皆さんに通知をさせていただいておりまして、当然皆さんなかなか、通知が返ってきてる方もございますので、お墓のほうに通知文を、ちょっと風に飛ばさないような形で置かさしていただいたという形での対応と、名義人、使用者さんがやはり代替わりされてる方等もございますので、その方たちにつきましては、戸籍等を公用請求しまして、通知をしたところでございます。

問合せにつきましては、やはり通知の内容に対する問合せがほとんどでして、これまでに約150件の窓口及び電話等の問合せがございます。ただ、中身につきましては、通知の内容についての問合せでございまして、この返還率を変更することに対する苦情等はな

かったところでございます。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

いろいろとね、やっぱり連絡のつかないところは苦勞されているというのが分かりました。でも、全然そなん聞いてないということがないようにね、引き続きお願いしたいというふうに思います。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございませんか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

ただいまの質問に関連してですけども、この浜霊園、令和7年で34件で、10件がその墓石の撤去とか、いろいろそういうなんで、この34件プラス10件ということではないでしょうか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

数字で言いますと、10件、これから返還届が出る見込みというところでございます。で、6件が墓じまい、改葬等についてのお届けが石屋さんから出てる件数でございます。で、あとは使用権は取ってますけども、使用の見込みがないという形の方が4件ということで、10件というところでございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

分かりました。この窓口で丁寧な説明もされてるということですけども、この返還の理

由、様々だと思うんです。ここはやっぱり、どういった理由でということ把握していく分には、当然これからの対応とか、いろんなそういったことも必要かなと思うんですけど、どういった理由で、ただ単に全額、これまでと違って返せませんよということなのか、金額的なものなのか、その辺について分かってることがあれば教えていただけますか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

返還のお届けの際には、当然返還の理由をお聞きするという形をとっておりまして、今申し上げさせていただいたこれから予定である10件、相談も含めて10件なんですけども、それも含めまして、墓じまいが13件で、別の墓地のほうへ移動する改葬につきましては1件で、今後、使用権は今現在取っておりますけども、使用の見込みがもう今後はないという形のものが30件という形で、合計44件という形に、理由としてはこちらは把握してるところでございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

今後使用の予定がないって、そやけど、当然お借りするときはそういったことも、墓が要るであろうということで申し込みはったんでしょけど、ここに来て今後使用するあれがないということについては、ちょっと何か釈然としませんが、いわゆるまあ、これまで使って、返す場合には、お借りするのを返す場合は全額返納できないということのいわゆる駆け込みですね。そういったことがなければこういったことも起こらなかったんでしょけど。

今後、そういった相次ぐところについては、うまくこう、何と言うんですか、有効利用するにも、どう言うんですか、言葉が適切かどうか、歯抜けになって、ちょっといびつな形になって、なかなか利用はしにくいのかなと思いますけども、引き続き必要であれば個別に区画でお貸しするということになるんでしょけど、簡単に言いますと、今後こういったこともまだ起こるであろう。少なくとも通知が行ってるんですから、最終的には44件ぐらいか、50件までで済むのかと思いますけども、その空いた部分については、有効利用というのはなかなか難しいですけど、そういったことも含めて、今後また検討、いろんな形で検討していただければありがたいと思います。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

委員（北村 孝議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第59号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案6件について、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

その他、理事者側で何かございませんか。よろしいですか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、総務事業常任委員会を閉じます。

閉会に当たり、町長よりご挨拶いただきます。

町長（是枝 綾子町長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

本日は、長時間にわたり慎重なご審議を頂き、またお認めいただき、ありがとうございます。今日、議員皆様方から頂きました貴重なご意見を受け止めて進めてまいりたいと思います。

朝晩大変冷え込みが厳しくなっておりますので、皆様方には体調にお気をつけてご活動くださいますようよろしくお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

委員長（河瀬 成利議員）

ありがとうございました。

以上で総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日は大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（「午前11時21分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年12月9日

総務事業常任委員会委員長 河 瀬 成 利

総務事業常任委員会委員 森 野 良 一